

愛石クラブとよた 会則

平成 8年10月26日
平成 20年2月17日 改定
平成 30年3月4日 改定
平成 31年3月3日 改定
令和 3年 3月7日 改定

- 第1条 目的
本会は会員相互の交友親睦と各地の愛石会と連絡交流をはかり愛石知識の習得、研鑽及び名石産地等の発掘に努め、愛石のすばらしさを世に広めることを目的とし地域文化の発展に寄与する。
- 第2条 本会は前条目的達成のために必要な事業を行う。
①展示会 ②探石会 ③研究・交換会 ④総会 ⑤その他
- 第3条 本会の会員は性別、年齢、経験を問わず愛石者をもって構成する。
- 第4条 本会は次の役員をおく、任期は2年とし、再選は妨げない。
①会長1名②副会長若干名③会計1名④運営委員（幹事）若干名⑤その他
- 第5条 役員は総会で選出する。
- 第6条 役員の仕事
*会長は、会を代表し、会務を総括して実行する。
*副会長は、会長を補佐しまたは会長事故あるときは会務を代行する。
*会計は、会費等経費全般を処理し、毎年度末に決算報告をする。
*その他の役員（委員）は、会の行事運営等に当りグループをまとめるなどの、事務に従事する。
- 第7条 総会は毎年3月とし、会計は3月より始まり翌年2月末で終わる。
- 第8条 本会の運営に関する経費は年会費、寄付金、その他をもってこれに充てるが採石行事は、必要経費の交通、宿泊等は行事の都度徴収して行う。
- 第9条 本会の年会費は、入会金は設けず、3000円とする。
ただし未成年者は会費を徴収しない。
- 第10条 愛石とは、水石、（含む抽象石）、色彩石（美石、土岐石等）、模様石（花紋石紋様石等）、形象石（姿石）、化石、鉱石（鉱物）等の総称とする。
- 第11条 入会について、
入会を希望する人は会員の紹介、または募集の要項に応じて会長に申請し会長の承認を経て会員になることができる。
- 第12条 退会について
退会を希望する人は会長に届け出るものとする、年途中で退会されるとも年会費の返却はしない。
- 第13条 本会の会則は総会の決議により改定することができる、ただし会員の過半数の賛成を必要とする。
- 第14条 この会則に定めていない事項については、追って役員会にて検討する。

以上

愛石クラブとよた(旧:藤岡愛石会)

役員改選

(発足平成8年10月26日)

改 選	任 期	会 長	副会長	会 計
	平成8年10月～10年3月	山内	横田	宇野
平成10年3月15日	10年4月～12年3月	山内	福永	宇野
12年2月27日	12年4月～14年3月	山内	福永	宇野
14年3月10日	14年4月～16年3月	山内	福永	宇野
16年3月 6日	16年4月～18年3月	山内	日比谷	大平
18年3月 6日	18年4月～20年3月	日比谷	宇野	大平
20年2月17日	20年4月～22年3月	日比谷	小栗	大平
22年3月 7日	22年4月～24年3月	日比谷	田中	大平
24年3月 4日	24年4月～25年3月	日比谷	中島	渡辺
25年3月10日	25年4月～26年3月	日比谷	中島	山本
26年3月 2日	26年4月～28年3月	西山	中島	山本
平成27年3月8日	〃	西山	中島	山本
平成28年3月6日	28年4月～29年3月	西山	中島	山本
平成29年3月5日	29年4月～30年3月	西山	中島	中島
平成30年3月4日	30年4月～32年3月	西山	中島 山本 落合 田辺 稲垣	山本
平成31年3月3日	〃	西山	山本 落合 田辺	山本
(令和2年) 2020年3月1日	2022年3月	西山	小田 落合 河合 田辺 山本	河合
(令和3年)2021/3/7	〃	西山	小田 落合 河合 田辺 山本 山岸	河合